呉 市 教 育 委 員 会 会 議 録
（令和７年５月２３日定例会）

呉 市 教 育 委 員 会

呉市教育委員会会議録
令和７年５月２３日定例会

１　開催日時　令和７年５月２３日（金）　　１５：００開会
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１５：４７閉会

２　開催場所　７５８会議室（呉市役所７階）

３　出席委員　教育長　寺本有伸
　　　　　　　教育長職務代理者　佐々木元
　　　　　　　委員　大之木小兵衛
　　　　　　　委員　若野文江
　　　　　　　委員　藤脇真美　欠席委員なし

４　出席職員　教育部長　石川直之
　　　　　　　教育部副部長　横田三奈
　　　　　　　教育部副部長　伊藤賀世
　　　　　　　教育部参事補兼呉高等学校事務長　羽田光利
　　　　　　　教育総務課長　新本康司
　　　　　　　学校施設課長　瀧川孝徳
　　　　　　　学校教育課長　木屋善貴
　　　　　　　文化振興課長　對川隆則
　　　　　　　学校施設課主幹　森脇将二
　　　　　　　教育総務課課長補佐　橋本優子

５　傍聴者　０人

６　日　程
（１）会期決定について
（２）前回会議の報告
（３）教議第15号　令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について
（４）報告第10号　令和８年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について
（５）教議第16号　令和８年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
（６）報告第11号　令和８年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
（７）報告第12号　令和７年度学校別児童・生徒数について
（８）報告第13号　広島県に対する提案事項について
（９）教議第17号　呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

（１５：００）

教　育　長　それでは，委員の２分の１以上の出席をいただいていますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第３項の規定により，これより定例会を開会します。

日程第１の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は，本日１日としたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしと認めます。

よって会期は，本日１日と決定されました。

本日の会議録署名委員は，若野委員・藤脇委員にお願いいたします。

それでは，日程第２の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐　（令和７年４月２５日定例会について報告）

教　育　長　本日提出されたもののうち，日程第８については，議会に諮る案件のため非公開，日程第９については，人事案件のため秘密会としたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしということで，本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第15号　令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について

教　育　長　それでは，日程第３の教議第15号「令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊藤副部長　それでは，教議第15号「令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について」御説明いたします。

資料に入る前に，まず，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書について御説明します。これは，「一般図書」と呼んでおり，もともとは，教科書として作成されたものではない図書ですが，児童生徒の実態によっては，教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。

それでは，資料１ページを御覧ください。

本基本方針は，広島県教育委員会が定めた「令和８年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

１の採択基本方針(1)採択の基本を御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書については，アからエの四つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて，教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。アにありますとおり，採択の結果及び理由について，採択後，呉市のホームページ上で公表してまいります。また，イに掲げる事項について公表する資料を準備してまいります。

２の方法，組織及び手続は，特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

今後，この基本方針に基づき，適正かつ公正に実施してまいります。

以上，御審議のほど，よろしくお願いします。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第３の教議第15号「令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしということで，よって本件は原案どおり決します。

報告第10号　令和８年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

教　育　長　次に，日程第４の報告第10号「令和８年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊藤副部長　それでは，報告第10号「令和８年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。

資料３ページを御覧ください。

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては，「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」，「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっております。

「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」は，検定済教科用図書とも言います。また，「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」とは，知的障害特別支援学校用の教科用図書で，☆印が付いているため，「☆（ほし）本」と呼んでいるものです。「学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書」は，先ほども御説明したとおり，「一般図書」と呼んでおり，もともとは，教科書として作成されたものではない図書で，児童生徒の実態によっては，教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。特別支援学級用の教科用図書は，これらの中から，毎年度，採択することとなっております。

１の採択の方針につきましては，先ほど議決いただきました「令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について」によることとしております。

２の採択の手順につきましては，４ページを御覧ください。図で示しております①から④の手順に従い，教科書選定会議により児童生徒の障害の状態及び発達段階

に適合した教科用図書を選定，教育長への選定理由書の提出を経て，教育委員会会議にお諮りすることとなります。

資料３ページに戻りまして３の日程を御覧ください。５月定例教育委員会会議において，採択手続について報告した後，特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。

その後，各学校で教科書選定会議を行い，選定作業を進めてまいりまして，教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

なお，表の下，※印にあります「教科用図書の法定展示」につきましては，義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書について，著作教科用図書，一般図書の一部を展示いたします。

説明は，以上でございます。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第４の報告第10号「令和８年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

教議第16号　令和８年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教　育　長　次に，日程第５の教議第16号「令和８年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長　教議第16号「令和８年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」御説明いたします。５ページを御覧ください。

この基本方針は，呉高等学校で使用する教科用図書を毎年度採択するために定めるものであり，広島県教育委員会が定めた「令和８年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

１の採択基本方針を御覧ください。(1)採択の基本にありますように，教科用図書は，教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し，関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等にのっとり，呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際，呉高等学校が選定した教科用図書について，適正と認めたものを，教育委員会会議で採択することとなっております。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて，教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。採択の結果及び理由について，採択後，呉市のホームページ上で公表してまいります。また，イに掲げる事項について公表する資料を準備してまいります。

２の選定上の留意事項を御覧ください。呉高等学校において選定する際に，選定委員会等を設置し，十分な調査・研究に基づいて選定すること，学校の実態や教育目標等を考慮し，教育課程に最も適した教科用図書を選定すること，保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

最後に，３のその他を御覧下さい。採択の手順その他に関し必要な事項は，教育長が別に定めることとしております。

本年度の採択についても適正かつ公正に実施してまいります。

以上，御審議のほど，よろしくお願いします。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第５の教議第16号「令和８年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします

（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしということで，よって本件は原案どおり決します。

報告第11号　令和８年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教　育　長　次に，日程第６の報告第11号「令和８年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木屋課長　それでは，報告第11号「令和８年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。７ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は，毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択しなければならないため，毎年度，実施することとなっております。

１の採択の方針を御覧ください。採択は，先ほど議決いただいた基本方針に基づいて行います。

２の採択の手順についてでございますが，基本方針の３その他において，「採択の手順その他に関し必要な事項は，教育長が別に定める。」としていることに基づいて定めた「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」によって行います。

８ページを御覧ください。採択は，図で示しております①から⑥の手順に従い進めてまいります。調査・研究委員による綿密な調査・研究及び選定委員会での選定を経て，教育委員会会議にお諮りすることとなります。

選定委員会及び調査・研究委員について御説明します。９ページをご覧ください。「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」の第５条で示してありますように，選定委員につきましては，呉高等学校の校長，教頭及び事務長で構成いたします。なお，第７条にありますように，選定委員会は，教科用図書の選定に関し，学校に在籍する生徒の保護者，地域住民，学識経験者等に会議への出席を求め，その意見を聴くものといたします。

続いて，第８条の２を御覧下さい。調査・研究委員につきましては，呉高等学校の教員のうちから，校長が指名するものとします。

７ページにお戻りください。３の日程でございますが，今後，選定委員会の開催及び調査・研究を実施し，作業を進めてまいります。

　そして，選定委員会の代表である呉高等学校長から教育長に選定理由書を提出いたします。その後，教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

　また，表の下に記述しております，「※　教科用図書の法定展示」を御覧ください。広く市民に閲覧してもらえるよう，今年度は，お示ししております期間，日時及び場所にて法定展示を行います。

　今後とも，適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

　以上で説明を終わります。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第６の報告第11号「令和８年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

　（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

報告第12号　令和７年度学校別児童・生徒数について

教　育　長　次に，日程第７の報告第12号「令和７年度学校別児童・生徒数について」を議題とします。

　事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長　報告第12号「令和７年度学校別児童・生徒数等について」御説明いたします。11ページを御覧ください。

　令和７年５月１日現在の呉市立小・中・義務教育学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しました。

　まず，児童・生徒数について御説明します。

　11ページ，最も下の段の総計欄を御覧ください。真ん中やや右，8,185とあります。これが小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童総数で8,185名，前年度に比べ480名減少しております。

　また，先ほどの児童総数の左隣，472とありますものは，特別支援学級に在籍する児童数の合計を表し，前年度と比べ64名増加しています。

　続いて12ページ，最も下の段にある中学校及び義務教育学校（後期課程）の総計欄を御覧ください。

　先ほどの児童総数と同様に，真ん中やや右に4,604とありますものが生徒総数で，前年度に比べ115名減少しております。 また，生徒総数の左隣，特別支援学級に在籍する生徒数は187名で，前年度に比べ９名増加しています。

　なお，小・中学校とも，特別支援学級に在籍する児童・生徒数は，増加傾向にあります。

　次に，学級数についてです。11ページにお戻りください。学級編成における児童又は生徒の数は，広島県教育委員会が定めた学級編成基準に基づいて行われます。

　小学校の学級編制の基準は，全学年において35人でございます。また，中学校の学級編制の基準は，いずれの学年も40人でございます。

　なお，小学校６年生につきましては，昨年度までは40人を基準としておりましたが，令和３年４月に国の法律が改正されたことにより，以降，段階的に35人に引き下げられ，今年度で小学校は全学年で35人学級が実現しました。

続いて，複式学級の編成について御説明いたします。小学校１年生と２年生では，合計が８人を下回る場合，小学校３年生と４年生，また５年生と６年生では，合計が16人を下回る場合に，複式学級となります。また，中学校では，人数の合計に限らず複式学級を解消することとされています。

それでは，11ページの表の右側にあります編制学級数を御覧ください。

番号29，明徳小学校の通常学級３，４年生にそれぞれ網掛けし，「0.5」の数字が入っておりますが，これは３・４年生が複式学級であることを意味し，３・４年生で１学級とカウントすることとなります。31番，蒲刈小学校の３・４年，５・６年，また，34番，豊小学校の１・２年生，５・６年生についても同様に複式学級になっております。以上のとおり，現在，呉市立学校で複式学級のある学校は，明徳小学校と蒲刈小学校と豊小学校の３校でございます。

なお，豊小学校の３・４年生につきましても，児童の合計が11人となっており，本来であれば複式学級となりますが，複式支援加配教員が１名配置されたことにより，３・４年生をそれぞれ単式学級としております。

それでは，11ページの右下を御覧ください。

小学校，義務教育学校（前期課程）における学級数については，表の一番下，右から３つ目の欄が通常学級数で325学級，その右隣が特別支援学級数で103学級，合計で428学級となります。前年度に比べ，通常学級数が12学級減少し，特別支援学級が３学級増加しており，全体で９学級減少したことになります。

続いて，12ページの右下を御覧ください。中学校，義務教育学校（後期課程）における学級数については，一番下の右から三つ目の欄が通常学級数で148学級，その右隣が特別支援学級数で46学級，合計で194学級となります。前年度に比べ，通常学級数が５学級減少し，特別支援学級が３学級減少しております，全体では８学級減少したことになります。

以上で，説明を終わります。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第７の報告第12号「令和７年度学校別児童・生徒数について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

それでは，これより非公開の議題に入ります。

（１５：２７）

報告第13号　広島県に対する提案事項について

（非公開案件です。）

教　育　長　それでは，これより秘密会の議題に入ります。

（１５：４４）

教議第17号　呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

教　　育　　長　　以上で定例会を閉会します。

（１５：４７）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（　教育長　　寺　本　有　伸　）

（　委　員　　若　野　文　江　）

（　委　員　　藤　脇　真　美　）

（令和７年５月２３日定例会）